

# 都道府県労働局における無許可専従に関する調査結果

厚生労働省大臣官房地方課

## 1 調査の目的

本年5月2日付総務省通知「無許可専従に関する一斉点検について」を受け、都道府県労働局における無許可専従（職員が国家公務員法に定められた許可を受けることなく、職員団体の業務にもっぱら従事する行為）の有無を明らかにすることを目的に、以下に示すような調査を行った。

今回の調査では、総務省からの説明を踏まえ、無許可専従について、「所属長の許可を受けないで、連続して30日を超える期間、勤務時間の過半を職員団体の活動に従事した者」と定義し、これに該当するか否かを調べた。

## 2 調査体制

(1) 当該調査は、外部委員（弁護士及び公認会計士）3名の参画する「地方支分部局法令遵守委員会」において、調査手法等調査全般について検討の上、実施した。

(2) 関係職員のヒアリング等調査の実施については、本省大臣官房地方課地方支分部局法令遵守室員等が担当した。

## 3 調査対象期間

平成10年4月1日～平成20年5月1日

## 4 調査対象者

### (1) 管理者調査

① 平成10年4月1日から平成12年3月31日（※）の間在職した都道府県労働基準局の局長、次長（次長設置局に限る）及び庶務課長都道府県の職業安定課長、主幹、副主幹。

② 平成12年4月1日（※）以降在職した都道府県労働局の局長、総務部長、総務調整官（東京労働局）、総務課長及び人事計画官。

※現行の都道府県労働局が設置されたのは平成12年4月1日

### (2) 行為者調査

上記（１）の管理者調査において、「無許可専従が疑われる事実」が「有」とされた職員。

### （３）第三者調査

無許可専従が疑われる職員が当時所属した部署の長、勤務時間管理員、直属の上司、同じ部署の同僚職員等行為者の勤務状況について把握が可能であった者

## ５ 調査方法

調査はまず下記（１）の管理者調査を行い、当該管理者調査で「無許可専従」の疑いのある者に対して、下記（２）の行為者調査を行った（本年５月）。

その結果、一部の局について、「無許可専従の疑いがある」とされた者が報告されるとともに、報告がなされた者すべてがその事実を否定したことから、より詳細な調査を行い、事実を確定する必要から、（３）及び（４）の調査を実施した（本年６月～８月）。

### （１）管理者調査

- ４（１）の管理者及び管理者であった者に対し書面により、
  - a 過去（又は現在）において無許可専従をしているものが存在していた（る）事実の有無
  - b 過去、無許可専従をしていた者が存在していたと疑われる事実の有無について調査を行った。なお、調査対象者については、署名捺印をした上で回答票の提出を求めた。

- 調査対象管理者数（延べ人員） 1, 403名  
回答票提出者数（延べ人員） 1, 364名（回答率97.2%）

- その結果、上記aについては全員が「無」との回答であったが、bについては「有」との回答があった。（「有」とした者については、具体的に無許可専従が疑われる職員名を調査票に記入させた。）

### （２）行為者調査

- 上記（１）の管理者調査において、「無許可専従が疑われる事実」が「有」とされた職員に対して、当該事実の有無を確認した。

○ その結果、すべての職員が無許可専従の事実を否定した。

### (3) 関係書類調査

「無許可専従が疑われる事実」が「有」とされた職員が当時勤務していた部署における関係書類（※）を点検・検証した。

※ 配置図、事務分掌表、出勤簿、決裁文書等

### (4) 第三者等調査

「無許可専従が疑われる事実」が「有」とされた職員の当時の上司、同僚に対して聴き取り調査を行い、当該事実の確認を行った。

また、必要に応じて、当該職員の管理者に対して聴き取り調査を行った。

## 6 調査結果

上記調査の結果、以下のとおり神奈川労働局において、2名の職員につき「無許可専従」が行われていたものと認めることが適当である。

### ○神奈川労働局に係る調査結果

#### (1) 当初調査

##### ① 管理者調査

本年5月に実施した神奈川労働局に係る管理者調査において、対象者36人の管理者（延べ人数）に対して調査を行ったところ、全員から回答票の提出があった。このうち7人の管理者から、2人の職員について「無許可専従をしていたと疑われる」との回答があった。

##### ② 行為者調査

①の管理者調査で「無許可専従をしていたと疑われる」として報告された2人の職員（以下「当該者A」、「当該者B」とする）に対して、同月、報告された内容について「事実と相違ないか」と確認した結果、両名とも「無許可専従の事実はない」と回答した。

#### (2) 詳細調査

(1) ②のとおり、当該者A、B両名とも、無許可専従の事実を否定したことから、以下に示すような関係書類調査、管理者及び第三者への聴き取り調査並びに行為者への聴き取り調査を本年6月から8月にかけて集中的に行った。

また、当該調査の実施中、神奈川労働局において当該者A及びB以外にも1名が無許可専従に当たると本省地方課長あて投書がなされたことから、当該投

書で新たに指摘された者（以下「当該者C」とする）についても同様の調査を実施した。

※ 当該者A・B・C3名の管理者、上司、同僚延べ57人に対して聴き取り調査を実施した。

① 当該者Aについて

イ 関係書類調査

本年6月に当該者Aに関する書類調査を行った結果、平成15年度及び16年度において、当該者Aは2年間同じ部署同じ係に勤務していた（平成17年4月1日に別の係に異動）が、当該年度における出張回数をみると、同じ係の他の職員が数回あるのに対し、当該者Aは0回であった。また、平成15年4月1日付の所属部署の事務分掌表に当該者Aの名前がなかった。

さらに、当該者Aが起案又は押印した決裁文書がなく、他に仕事の実績を示す書類はなかった。

ロ 管理者への聴き取り調査

a 平成15年度及び16年度当時の管理者9人に対し、関係書類の提示を行いつつ、聴き取り調査を行った。その結果、4人が「無許可専従に該当する」又は「無許可専従の疑いがある」とし、このうち、「当該者Aが自席にいるのをほとんど見たことがない」旨の回答があった。

b 「無許可専従に該当する」等とした上記4人とも共通して、当該者Aは職員団体の活動を中心に行っていたとしている。

※ 当該者Aは、当時、全労働省労働組合神奈川支部（以下「支部」という。）の組合員であり、職員団体での役職は書記長であった。

また、当該者Aは、当時、神奈川労働局総務部に所属しており、総務部が入居するビル内に職員団体の事務所があった。

なお、当時、神奈川労働局と支部との間において、定例の交渉が年3回とそれ以外の事案ごとの交渉が月1回～3回程度行われていた。

c 残りの者については、「該当するか分からない」との回答であったが、明確に「無許可専従に該当しない」と回答した者はいなかった。

ハ 第三者への聴き取り調査

- a 平成15年度及び16年度当時の当該者Aの直属の上司、同僚計4人に対し、関係書類の提示を行いつつ、聴き取り調査を行った。その結果、2人が「無許可専従に該当する」又は「無許可専従の疑いがある」とし、「当該者Aには具体的な業務が割り振られていなかった」、「組合事務所にいることが多かった」旨の回答があった。
- b また、上記2人とも共通して、当該者Aは職員団体の活動を中心に行っていたとしている。
- c 残りの者については、「該当するか分からない」との回答であったが、明確に「無許可専従に該当しない」と回答した者はいなかった。

## ニ 行為者への聴き取り調査

当該者Aに対しては、平成20年7月及び8月に複数回にわたり、関係書類や第三者等調査の状況を本人に示しつつ、無許可専従が行われていたのではないかと質したところ、新聞整理、文書整理、外線電話対応等の業務を行っていたこと、交渉や予備交渉以外は勤務時間中に組合事務所に行ったことはなく、また、当局から交渉以外で呼び出されることも多かったこと等から、無許可専従にあたらないと重ねて否定した。

※ これについては、「係の仕事はほとんどやっていなかった」との回答があるとともに、「当該者Aは組合事務室に行っている時の方が多かった」との回答が複数ある。(第三者等調査)。

## ② 当該者Bについて

### イ 関係書類調査

本年6月に当該者Bに関する書類調査を行った結果、平成18年度当該者の所属部署において押印した決裁文書や起案文書が全くなかった。また、同年度における出張回数をみると、同じ係の他の職員が数回あるのに対し、当該者Bは0回であった。

(なお、当該者Bの前任が当該者Aに当たる(平成17年度同じ係に在籍)が、当該者Aが平成17年度に押印した決裁文書は存在した。)

### ロ 管理者への聴き取り調査

- a 平成18年度当時の管理者5人に対し、関係書類の提示を行いつつ、聴き取り調査を行った。その結果、3人が「無許可専従に該当する」又は「無許可専従の疑いがある」とし、このうち、「業務をしていた実績が

ないことからすると無許可専従に該当する」旨の回答があった。

- b 「無許可専従に該当する」等とした上記3人とも共通して、当該者Bは職員団体の活動を中心に行っていたとしている。

※ 当該者Bは、当時、支部の組合員であり、職員団体での役職は書記長であった。

また、当該者Bは、当時、神奈川県労働局総務部に所属しており、総務部が入居するビル内に職員団体の事務所があった。

なお、当時、神奈川県労働局と支部との間において、定例の交渉が年3回とそれ以外の事案ごとの交渉が月1回～3回程度行われていた。

- c 残りの者については、「該当するか分からない」との回答であったが、明確に「無許可専従に該当しない」と回答した者はいなかった。

#### ハ 第三者への聴き取り調査

- a 平成18年度当時の当該者Bの直属の上司、同僚計6人に対し、関係書類の提示を行いつつ、聴き取り調査を行った。その結果、2人が「無許可専従に該当する」又は「無許可専従の疑いがある」とし、「係の仕事は当該者Bを除く者で行っていた」旨の回答があった。

- b また、上記2人とも共通して、当該者Bは職員団体の活動を中心に行っていたとしている。

- c 残りの者については、「該当するか分からない」との回答であったが、明確に「無許可専従に該当しない」と回答した者はいなかった。

#### ニ 行為者への聴き取り調査

当該者Bに対しては、平成20年7月及び8月に複数回にわたり、関係書類や第三者等調査の状況を本人に示しつつ、無許可専従が行われてきたのではないかと質したところ、宿舍関係の業務等を担当するとともに、交渉、予備交渉及び当局から呼び出されて説明を求められた回数が多いことから無許可専従にはあたらないと重ねて否定した。

※ これについては、「当該者Bとは別に宿舍関係を主に担当していた職員がいた」旨の回答があった（第三者等調査）

### (3) 結論

- ① 当該者Aの平成15年度から平成16年度の期間について、本人は無許可専従について否定しているが、関係書類調査の内容、当該者Aの管理者及び上司・同僚の証言並びに本人が無許可専従にあたらないとする理由を裏付けるものがないことから、無許可専従が行われていたものと認めることが適当である。
- ② 当該者Bの平成18年度の期間については、本人は無許可専従について否定しているが、関係書類調査の内容、当該者Bの管理者及び上司・同僚の証言並びに本人が無許可専従にあたらないとする理由を裏付けるものがないことから、無許可専従が行われていたものと認めることが適当である。
- ③ 当該者Aが支部書記長であった期間のうち平成15年度及び平成16年度を除く期間、当該者Bが支部書記長であった期間のうち平成18年度を除く期間、当該者Cが支部書記長であった期間についても、同様に関係書類調査及び第三者等調査を行ったが、「無許可専従」の事実は確認できなかった。

### 7 今後の対応

今回の調査で明らかになった「無許可専従」に係る行為者等については、三ヶ月以内を目途に国家公務員法に基づく懲戒処分等を行う。併せて、会計法に基づき給与の返還請求を行う。